

hoken 第31回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 シノケングループ

証券コード8909

日時 2021年3月26日 (金曜日) 午前10:00 (受付開始午前9:00) 場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号 グランドハイアット福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム

本株主総会の会場は前回 と異なります。ご来場の 際は、お間違いのないよ うお気をつけください。

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選仟の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 報酬等の額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第8号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締 役を除く。) に対する譲渡制限付株式付与のた めの報酬決定の件

第9号議案 第三者割当による自己株式の処分の件



ごあいさつ

当社第31回定時株主総会を2021年3月26日(金曜日) に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

2020年6月5日、当社グループは創業30周年を迎えました。これもひとえに、株主様をはじめ、ステークホルダーの皆様のご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。

当社は30周年を機に、新たなビジョンを「世界中のあらゆる世代のライフサポートカンパニー」と定めました。 国境を超え、世代を超えて、国際的なライフサポートカンパニーとして、さらなる進化を目指しております。

新たなビジョンをしっかり見据え、実現に向け、国内外のシノケンネットワークと事業間シナジーを最大限に活かし、ステークホルダーの皆様のご期待に添えますよう、引き続き企業価値の向上に真摯に取り組んでまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月

代表取締役社長



Vision

世界中のあらゆる世代の ライフサポートカンパニー 創業以来30年をかけて日本で不動産流通のあり方を革新し、 新たに確立したお客様の生涯を通して寄り添うシノケン独自の ライフサポートモデルを、今度は日本から世界へ、国境を超え、 子や孫の世代へ広めていきます。

Mission

REaaSで人々や社会の 課題を解決する ビジネスモデルの革新とテクノロジーの融合により、より多くの人々が手軽に安全に少額から不動産取引がしやすくなるREaaSを推進することで、将来の経済的不安だけでなく、現在起きている介護問題や労働者不足などを含む様々な社会課題を解決していきます。REaaS=Real Estate as a Service(リアーズ=不動産のサービス化)

Value

- ・お客様の成功がすべて
- ・感謝の気持ちを忘れない
- ・チャレンジスピリッツ

創業以来のグループ全社員共通の基本行動規範として、 ビジョン・ミッションを成し遂げていく不変の価値観です。



証券コード 8909 2021年3月11日

福岡市中央区天神一丁月1番1号

株式会社シノケングループ

代表取締役社長 篠原 英明

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットによって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内(6~7頁)に記載の方法により、2021年3月25日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1 日時

2021年3月26日(金曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

2 場所

福岡市博多区住吉一丁目2番82号

グランドハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※会場は前回と異なります。ご来場の際は、お間違いのないよう お気をつけください。

3 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第31期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第31期 (2020年1月1日から2020年12月31日まで) 計算書類の 内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額決 定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- 第9号議案 第三者割当による自己株式の処分の件

以上

- ●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ●本年より、株主総会当日におけるお土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(下記URL)に掲載させていただきます。
- ●事業報告の「新株予約権等の状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」 及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しており ますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査 役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計 監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト https://www.shinoken.co.jp/

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきます。

- ■事前に書面(郵送)又はインターネットにより議決権をご行使いただき、健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ■感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ■ご入場時に検温をさせていただきます。体温が高い株主様、酷い咳やくしゃみの症状がある株主様には、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ■株主総会に出席する役員及び当社スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ■株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場内にてマスクの着用をお願いいたします。
- ■本総会においては、感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の説明は簡潔にさせていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ■今後の感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。その場合は、当社ウェブサイト(https://www.shinoken.co.jp/)にてお知らせいたします。当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内



extet シノケングループ

第1号・2号議案および第5~9号議案について

賛成の場合→ 賛に○印

反対の場合→ 否 に○印

第3号・4号議案について

全員賛成の場合→ 賛に○印 全員反対の場合→ 否 に○印

一部候補者に反対の場合→ 替に○印をし、 反対する候補者番号を隣の空欄に記入

議決権を行使していただく場合

MARKET STREET, CARL STREET, ST.

議決権を行使していただく場合

議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書をご持参いただ き、株主総会当日に会場受付にご提 出ください。



同封の議決権行使書に議案に対する 賛否をご表示のうえ、切手を貼らず にご投函ください。なお、各議案に つきまして賛否を表示せずに提出さ れた場合は、賛成の意思表示があっ たものとしてお取扱いいたします。

*同封の「議決権行使書・記載面保護シール」 をご利用ください。



2021年3月25日(木曜日) 期限 午後6時到着分まで



当社指定の議決権行使サイト https://www.tosyodai54.net にて各議案に対する賛否をご入力くだ さい。詳細は7頁をご覧ください。

行使 期限 2021年3月25日(木曜日) 午後6時入力完了分まで



インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議 決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使サイト

https://www.tosyodai54.net



バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して左の2次元コードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限

2021年3月25日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで

● 議決権行使サイトへアクセス

2 ログインする

3 パスワードの入力





... D94>...



https://www.tosyodai54.net 「次へすすむ」をクリック

お手元の議決権行使書に記載された お手元の議決権行使書に記載された 「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使 に関するお問い合わせ サポート専用ダイヤル (受付時間 9:00~21:00) フリーダイヤル 0120-88-0768

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社グループは2020年6月5日に創業30周年を迎え、新たなビジョンを「世界中のあらゆる世代のライフサポートカンパニー」と定め、2020年11月に「中長期ビジョン2020」を発表いたしました。1990年の創業以来、特に会社員層の将来不安を解消するため、「超長寿社会を見据えた資産づくり」を目的としたアパートメント経営の新たなビジネスモデルを構築、その後事業を拡大し、現在ではゼネコン、エネルギー、ライフケアの各事業や、不動産ファンドの組成、海外での事業展開など、幅広い事業体を構築し、グループシナジーを活かしたサービスを提供しております。今後は国内のみならず、国内で発展させた独自の成功モデルを海外においても再現し、当社グループのサービスを必要とするあらゆる人々へ、国境を超え、世代を超えてご提供いたします。

当連結会計年度における世界経済の状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界的な経済活動の停滞が見られ、わが国においても製造業の業況判断指標(DI)は2020年6月を底に景況感の持ち直しを示しているものの、依然としてマイナス値であり、当面は極めて厳しく不透明な状況が続くものと見込まれております。

このような事業環境の下、当社グループにおきましては、お客様を始めとする関係者の皆様並びに従業員の安全確保を重視し、新型コロナウイルス感染防止対策を実施するとともに、感染予防を徹底した営業活動を実施し、私募REIT組成、ライフケア事業の拡大、DX推進等、グループ全体の持続的な成長及び企業価値向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は952億13百万円(前期比0.5%減少)、営業利益は88億85百万円(前期比8.9%減少)、経常利益は84億90百万円(前期比5.8%減少)、親会社株主に帰属する当期純利益は59億52百万円(前期比1.3%増加)となりました。

<ご参考>連結財務ハイライト



セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

不動産セールス事業

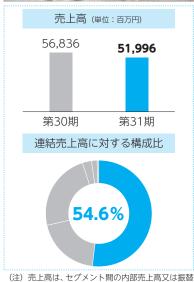
アパートメント販売では、会社員層を中心に、アパートメント経営を通した将来の資産づくりのご提案に努めてまいりました。当社グループが手がける商品は、主要都市圏の駅近という立地条件の良さ、IoT化により利便性・安全性が向上した「インテリジェントアパート」等、顧客体験(UX)を向上させた物件の強みを活かし、新規受注(契約)、及び既存顧客からの追加受注を獲得するなど、引き続きお客様からご支持をいただいております。

マンション販売では、首都圏において都会的で利便性の高いデザイン性を重視したデザイナーズ仕様の物件を主に個人投資家向けに区分販売するとともに、シノケンリート投資法人(私募REIT)に対しては、東京23区内に所在する6棟のマンションを一括で販売いたしました。なお、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底して行う中で、営業活動を一部縮小しており、特にマンション販売において、対面交渉減少等の影響を受け、販売戸数が減少いたしました。

これらの結果、売上高は519億96百万円となりました。







(注) 売上局は、セグメント間の内部売上局又は振祉 高を含む金額を記載しております。

トピックス

100億円規模の私募REITを組成

これまで会社員や公務員といった個人向けであった当社グループの投資用賃貸住宅不動産の販売チャネル に、今般、新たにREIT向けが加わりました。創業以来、30年にわたって培ってきた物件開発・管理ノウハウを 結集し、個人向けとREIT向け両方の販売チャネルを通じた不動産セールス事業の拡大、新たにアセットマネジメ ントが加わる不動産サービス事業、エネルギー事業といったストックビジネスの収益拡大の加速による収益基盤 強化を図ってまいります。また、2021年中に200億円程度の資産を追加し、REITの資産規模を300億円程度ま で拡大させ、不動産市場及び資本市場等の動向を見極めつつ、東京証券取引所への上場を目指して準備を進めて まいります。東京証券取引所への上場により、機関投資家のみならず個人投資家も含む幅広い投資家層に、競争 力が高く、高い入居率を実現している賃貸住宅不動産への投資機会を提供するべく努めてまいります。

ニューノーマル対応アパートメント「ORIGINO」開始

新型コロナウイルスの影響により、withコロ ナ、afterコロナの暮らしのあり方が"新しい生活 様式"として定着しつつあります。こういった 変化に対応するべく、ニューノーマル時代のく らしの多様性、新しい生活様式に応える一人暮 らし空間の実現を目指し、『ORIGINO』を開発 いたしました。



①玄関に洗面台

で、帰宅後すぐに手洗い・う 抜けとし、24時間換気を常時 がいが可能

2換気性能向上

玄関の横に配置された洗面台 ロフト奥側と玄関の上部を吹 抗ウイルス機能の壁紙や建材 リモートワークやオンライン 稼働させ、空気が停滞しない 什様

③ウイルス制御

を採用

④リモートワーク対応

学習などの普及にあわせて、 ワーキングスペースを確保

不動産サービス事業

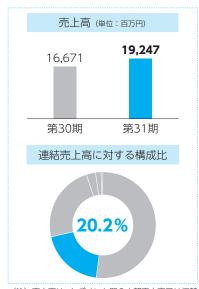
当連結会計年度末において、賃貸物件のオーナー様より管理を受託している賃貸管理戸数は39,045戸となり、2020年1月~12月の平均で99%を超える入居率となっております。また、分譲マンションの管理組合様より管理を受託しているマンション管理戸数は7,184戸となり、物件の資産価値の維持・向上及び管理組合様向けサービスの向上に努めております。賃貸管理戸数、マンション管理戸数の他、家賃等の債務保証件数、保険契約数等も堅調に増加いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大と長期化により、入退去件数が当初計画より減少したことによる入退去時の収益機会の減少等、一定の影響を受けた他、トラストDXの推進など、不動産テック領域への先行投資を実施しております。

これらの結果、売上高は192億47百万円となりました。







(注) 売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替 高を含む金額を記載しております。

「不動産のトラストDX」に向けた取り組み開始



現在、政府はデジタル庁の創設、「脱ハンコ」に向けた取り組み、マイナンバーカードの普及など、国を挙げたデジタルトランスフォーメーション (DX) を加速させようとしております。

当社グループでは、国土交通省の「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験」登録事業者として、不動産売買契約におけるIT重説や、電子契約等、不動産取引のDXを推進しております。今般、さらにDXを進化させるべく、当社グループが30年にわたり蓄積した、不動産を中心とする事業領域におけるノウハウをベースに、「不動産のトラストサービス」を実現するための「トラストDXプラットフォーム」の開発に取り組んでおります。

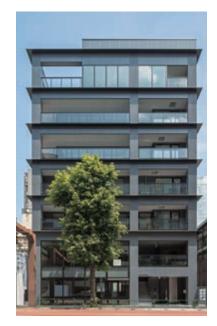
具体的には、お客様が一度マイナンバーカードをスマホで認証(デジタルID)すれば、マイナンバーカードや免許証を持ち歩くことなく、認証されたアプリをインストールしたスマホだけで瞬時に本人確認が行えるようになり、特に不動産取引で手間のかかる融資申込や契約時の本人確認、身分証の提示、オンラインでも手間となる写真のアップロードなども必要がなくなります。将来的には登記申請に至るまで、マイナンバーカードのデジタルIDを用いたオンライン手続きで完結することを目指しており、金融機関を始めとする様々な関係機関にとっても、融資審査における所得証明・契約書類等の改ざん防止が可能となるだけでなく、取引の透明性を高め、信頼性や安全性の飛躍的な向上と、大幅な省人化も見込めるようになります。

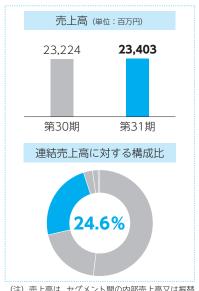
ゼネコン事業

(株)小川建設は、明治42年創業の老舗ゼネコンであり、110年を超える歴史と技術、信頼と実績により、既存顧客からのリピート受注のみならず幅広い顧客への営業活動が奏功し、新規受注も順調に積み増した他、受注済みの請負工事の進捗も順調に推移いたしました。一方、資材費及び人材不足による人件費の高騰等から、利益率が低下しております。なお、新型コロナウイルス感染拡大により、一部の物件で一時的に工事遅延が発生したものの、軽微な影響にとどまっております。

これらの結果、売上高は234億3百万円となりました。







(注) 売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替 高を含む金額を記載しております。

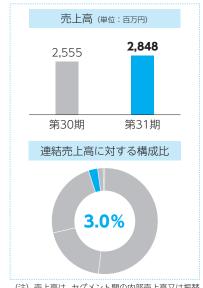
エネルギー事業

エネルギー事業は、LPGリテール(LPガスの小売)とパワーリテール (電力の小売) の2事業で構成されており、入居者様にとって入居時の契約のしやすさとリーズナブルな価格提案が強みであり、当連結会計年度末においての契約数は、LPGリテールは契約が38,581件、パワーリテールは24,370件となり順調に増加いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大への対策により、入居者様の在宅の時間が相対的に増えた影響でガス・電気の消費量も増加傾向にあります。

これらの結果、売上高は28億48百万円となりました。







(注) 売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替 高を含む金額を記載しております。

ライフケア事業

ライフケア事業は、高齢者向け施設のサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)施設、通所介護(デイサービス)事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)施設及び小規模多機能型居宅介護事業のほか、2020年6月より開始した障がいを持つ児童向けの事業として放課後等デイサービス事業を行い、各施設を主として保有し運営を行っております。また、都市部における単身高齢者が増加する一方で、賃貸物件への入居条件が厳しい現状に対し、高齢者が低価格で入居でき、かつ遠隔見守り・駆けつけサービス等の安心サポートが付いている「高齢者安心サポート付き賃貸住宅(寿らいふプラン)」が好評を得ております。

さらに、新型コロナウイルスの感染が拡大する中でも、ご利用者様、スタッフ等の安全衛生を第一に、全サービスを中断することなく継続しております。また、ご利用者様の入居期間が長期化傾向にあり、各種介護サービスの提供機会が増加いたしました。

これらの結果、売上高は16億72百万円となりました。

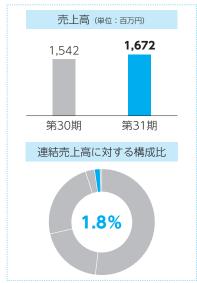












(注) 売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替 高を含む金額を記載しております。

トピックス

「キッズライフ東福岡」開設

放課後等デイサービスは、障がいを持つ小学生から高校生(以下、「児童等」という。)を主な対象として、授業の終了後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の場を提供し、学校や家庭とは異なる時間、空間での様々な体験や人との交流等を通じて、個々の状況に応じた発達支援を行うことで健全な育成を図るものです。身体・発達・精神などの種類にかかわりなく、障がいを持つ児童等とそのご家族をサポートできる体制を整えることで、より幅広い方々のお役に立ちたいと考えております。



4棟目のサ高住取得。「寿らいふ石神井台」

今回、4棟目の自社グループ物件として新たに取得・登録いたしました「寿らいふ石神井台」は、集合住宅(社員寮)を取得して改修する、いわゆる「改修型」で、通所介護事業所(デイサービスセンター)の「アップライフ石神井台」も併設しており、当該地域の介護需要に応え、コミュニティに貢献できると見込んでおります。



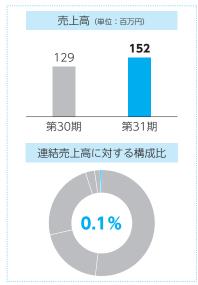
その他

その他においては、インドネシア首都ジャカルタ中心部において「桜テラス」ブランドのサービスアパートメントを開発から施工・運営まで一貫体制で展開しており、現在2棟目、3棟目を着工し、続いて4棟目の建設を計画しているほか、投資運用業では、インドネシア金融庁等と共同で、ジャンビ州のトランスミグラシ(移住民)個人向けのミューチュアルファンド(投資信託)組成を決定し、現地の金融機関にご協力いただき、販売準備を行っております。また、上海、シンガポールでは不動産の賃貸・売買仲介事業を行っております。

これらの結果、売上高は1億52百万円となりました。







(注) 売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替 高を含む金額を記載しております。



その他ニュース

「中長期ビジョン2020」をリリース

今後10年間の業績見込みについて検証するにあたり、世界規模の新型コロナウイルス感染拡大が、国内外の経済に過去に例を見ない甚大な影響を与えている状況に鑑み、近年注力しております海外事業や新規事業による業績拡大は考慮せず、既存事業だけの伸長を前提とし、「中長期ビジョン2020」としてまとめました。

新たに策定した業績見込みを考慮した株主価値の試算も実施しており、現在の時価総額水準との間に生じているギャップを重要な経営課題と再認識し、当社グループの実績や事業内容、長期展望をより広く、より多くの投資家様に知っていただくための重要なツールとして位置づけております。

構成

- ・創業時の思い、今後の成長戦略・展望
- ・5年後、10年後の業績見通し
- ・株主価値の試算
- グループ概要

PDF全編



URL

https://www.shinoken.co.jp/Presses/get_img/502/file1_path/20201118_502.pdf



創業30周年記念プレミアムアパートメントブランド 「Akatsuki Terrace」を発表



A K A T S U K I T E R R A C E

Akatsuki Terraceは、日本語の「暁」が意味する新たな夜明け、明るい未来を照らしていきたい、という思いを込め、当社グループが30年間培ってきた知識と技術を結集し、「安全で静かで快適な」住空間を提供するアパートメントブランドです。

スマート防犯カメラの設置を始めとした防犯設備の充実、顔認証システムの採用、遮音性の向上を実現。これまでにない次世代UX(顧客体験)を提供いたします。





外観完成予想図

顔認証システムの採用

事前に登録されたご自身の顔が認証され、開錠される仕様となっております。Akatsuki Terraceでは、既に発表させていただいている各住戸の玄関に加え、建物の集合玄関においても顔認証機能を採用しております。

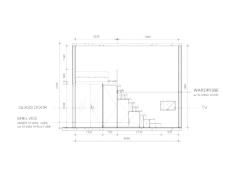


顔認証デバイス

シノケンの「ロフト付き」アパートメントを インドネシア政府が知的財産として公式認定

当社グループのインドネシア不動産開発事業を担うPT. Shinoken Development Indonesia (以下、「SKDI」という。)がインドネシアの首都ジャカルタの中心部で展開するサービスアパートメント「桜テラス」が、インドネシアの知的財産総局(日本の特許庁に相当)に知的財産として認定・登録されております。







「桜テラス」2棟目、3棟目、4棟目が順次進捗

ジャカルタの中心部における「桜テラス」の開発・施工は2~4棟目が進捗しております。SKDIといたしましては、「桜テラス」を完成させた後は、そのまま保有し、管理と運用を行いながら継続的に収益を得ることや、REIT向けの売却によって開発利益を得るという選択肢を持ち、今後、タイミングをみてベストな選択を採用することができます。また、PT.Shinoken Asset Management Indonesia(以下、「SAMI」という。)といたしましては、REITへの売却後の資産運用フィーを収益として継続的に計上することを見込んでおります。



インドネシア金融庁等と共同で 個人向けミューチュアルファンド(投資信託)を組成

インドネシアのジャワ島等の人口過密地域からスマトラ島等の過疎地域へ人口を移転させ、移住先で天然資源開発等を行わせることで移住民の財産形成と国の経済発展を図る「トランスミグラシ政策」。その中でも主要な移住先であるスマトラ島中央部のジャンビ州は、約300万人の人口を有し、パームオイル等の産業が盛んに行われており、比較的収入は安定している一方、金融サービスが未だ十分に行き届いていない地域でもあります。

SAMIは、この地域に着目し、金融商品・サービスに触れる機会の無いインドネシア国民に金融サービスを行き届かせることを目的とし、インドネシア金融庁(Otoritas Jasa Keuangan)へ本ファンドの組成を申請し、承認を受けました。SAMIが主導しながら、インドネシア政府・証券取引所・州政府・国営銀行・地場金融機関の連携で個人向けに金融商品を販売するという、トランスミグラシ(移住民)向けとしてはインドネシア初のスキームが誕生することとなります。このスキームは、全ての人々が基本的な金融サービスを受けられるようにする「ファイナンシャル・インクルージョン(金融包摂)」という社会的意義の高いものとなります。SAMIは運用を担当し、資産運用フィーを収益として計上することを見込んでおります。

本ファンドは、安全性・流動性の高いインドネシア国債や高格付社債等のインドネシア上場債券等に投資を行うもので、地場銀行であるジャンビ銀行(PT. Bank Pembangunan Daerah Jambi)を販売代理人として、SAMI・インドネシア金融庁・インドネシア証券取引所・ジャンビ州政府と連携し、ジャンビ州における金融商品セミナー開催等を通して宣伝・販売し、普及を図ってまいります。

Financial Inclusion (金融包摂)



経済活動に必要な金融サービスをすべての人々が利用できるようにする取り組み。貧困や差別などによって金融サービスから取り残され、経済的に不安定な状況にある人々が基本的な金融サービスへアクセスできるよう支援するもの。

インドネシアで2校目となる、人材確保の業務提携 介護人材不足解消へさらなる前進

介護人材確保の戦略の一環として、介護人材の独占供給を前提とした業務提携契約を、インドネシア国内の看護学校「STIKES Bethesda Yakkum」(以下、「SBY」という。)と締結いたしました。2019年のヌディワルョ大学(以下、「UNW」という。)に続く2校目となります。

SBYは、インドネシアのジャワ島中部南岸のジョグジャカルタに位置する看護学校(学生数約660名)で、その創立は1889年と、約130年の伝統を有します。UNWとの提携(2019年11月12日発表)と同様に、当社グループが斡旋する介護施設への就労を希望する学生を対象とした日本語研修センターを学内に開設し、約6か月間のカリキュラムを受講・所定の試験に合格後、特定技能1号の在留資格を活用し、当社グループが保有・運営する日本の介護施設へ就労するという流れとなります。昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本一インドネシア間の往来制限等、今後の状況が不透明な部分もある中で、両者間でオンラインにて協力体制を構築し、準備を進めております。







REaaS Technologies、POINT EDGEを子会社化





当社グループが掲げるREaaS(リアーズ)=Real Estate as a Service(不動産のサービス化)は、創業以来約30年にわたり蓄積・構築してきた不動産関連ビジネスに、テクノロジーの要素を付加することで、より多くの方々が、安全・便利に不動産を身近なサービスとして利用できるようにする新たな市場領域であります。(株) REaaS Technologies(以下、「REaaS Technologies」という。)のミッションは、REaaSを創造・普及させ、不動産経営に関わるサービスを革新、未来からのバックキャスティングによる中長期的なテクノロジーロードマップを策定し新たな市場を定義するとともに、顧客体験(UX)の向上や、サービス提供側のビジネスプロセスの革新であります。

当社グループの不動産テクノロジーに関わる新商品・サービスの企画・開発をREaaS Technologiesが一手に引受け、先進テクノロジーの活用によるシナジー効果創出と当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

REaaSの実現を加速させるためREaaS Technologiesが子会社化した㈱POINT EDGE(以下、「POINT EDGE」という。)は、UXベースのビジネス並びにブランドデザインとコミュニティマネジメントに強く、大手企業向けのウェブデザインやアプリ開発、ブランドデザイン、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進支援等、数多くの実績があります。REaaS Technologiesが不動産テックを活用した新商品及びサービスの企画・開発を手掛け、POINT EDGEがそのUXデザインやブランディング、コミュニティマネジメントを通したアプリやソフトウェアの開発を担当いたします。

シノケングループ 事業会社一覧

不動産セールス

シノケンプロデュース シノケンハーモニー

不動産サービス

シノケンファシリティーズ
L バッチリ賃貸
シノケンアメニティ
シノケンコミュニケーションズ
シノケンアセットマネジメント
REaaS Technologies
ジック少額短期保険 持分: 50.0%

エネルギー

エスケーエナジー

- エスケーエナジー名古屋

- エスケーエナジー東京

- エスケーエナジー仙台

- エスケーエナジー大阪

ゼネコン

小川建設

└ 小川建物

ライフケア

シノケンウェルネス

├ アップルケア - フレンド

海外

SKG INVEST ASIA (香港)

- 希諾建物業経営管理有限公司 上海

- PT. Shinoken Development Indonesia インドネシア

L PT. Shinoken Asset Management Indonesia 持分: 85.0%

- PT. Mustika Cipta Kharisma インドネシア

- Shinoken & Hecks Pte Ltd. シンガポール 持分: 34.0%

持分法適用関連会社

プロパスト

持分: 35.7%

東証JASDAQ:証券コード3236

上記以外の連結子会社

シノケンオフィスサービス 他、5社

事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業セグメント	第3 (2019年			第31期 (2020年12月期)	
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比 (%)	増減比(%)
不動産セールス事業	56,836	59.3	51,996	54.6	△8.5
不動産サービス事業	16,671	17.4	19,247	20.2	15.4
ゼネコン事業	23,224	24.3	23,403	24.6	0.7
エネルギー事業	2,555	2.7	2,848	3.0	11.4
ライフケア事業	1,542	1.6	1,672	1.8	8.4
その他	129	0.1	152	0.1	18.1
調整額	△5,172	△5.4	△4,107	△4.3	_
計	95,786	100.0	95,213	100.0	△0.5

⁽注) 各セグメント売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む金額を記載しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は11億98百万円であり、主にLPガス供給設備及び介護施設用不動産であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金及び借入金により充当し、借入金につきましては金融機関を中心に長期借入金及び短期借入金として調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移



区分	第28期 (2017年12月期)	第29期 (2018年12月期)	第30期 (2019年12月期)	第31期 (2020年12月期)
売上高 (千円)	105,936,134	111,390,361	95,786,915	95,213,851
経常利益 (千円)	12,201,122	10,699,005	9,018,592	8,490,133
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	8,489,802	7,415,644	5,875,046	5,952,344
1 株当たり当期純利益(円)	254.92	220.08	172.68	175.29
総資産 (千円)	90,972,062	101,130,935	85,957,650	88,159,820
純資産 (千円)	26,390,044	32,582,629	37,411,469	41,566,461
1株当たり純資産額(円)	788.60	960.28	1,090.86	1,205.11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。 なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
 - 2. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式 の期中平均株式数」は、「役員株式給付信託 (BBT) 」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP) 」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式を控除して おります。
 - 3. 2018年7月1日を効力発生日として、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、第28期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2020年12月31日現在)

名称	資本金(千円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
㈱シノケンプロデュース	495,000	100.0	不動産セールス事業
㈱シノケンハーモニー	30,000	100.0	不動産セールス事業
㈱シノケンファシリティーズ	50,000	100.0	不動産サービス事業
㈱シノケンコミュニケーションズ	99,000	100.0	不動産サービス事業
㈱川川建設	95,000	100.0	ゼネコン事業
㈱エスケーエナジー	52,500	100.0	エネルギー事業
㈱シノケンウェルネス	95,000	100.0	ライフケア事業

⁽注) 連結子会社は30社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループはいかなる経済環境の変化にも柔軟に対応できる経営基盤の構築を目指してまいりました。一時的な好況や逆風に左右されない事業の構築を目指し、オーナー様、入居者様や、そのご家族を含め、お客様の生涯を通して寄り添う「ライフサポートカンパニー」へと進化すべく、各種の課題へ対応しております。

新型コロナウイルス感染拡大に対しては、今後も不透明な状況が続くことが予想されますが、当社グループとしては、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、業務のオンライン化・効率化だけに留まらず、コロナ禍後を見込んだDXも進めております。次世代の付加価値領域である「不動産のトラストDX」(デジタルIDを使った個人・組織認証サービス)を推進するなど、コロナ禍の中でも新たな時代へ進化するスピードを落とすことのないよう取り組んでまいります。

融資環境の変動に対しては、引き続き金融機関との関係を強化するとともに、これまで中心としてきたB2Cに加え、販売チャネルの多様化を進めております。2020年7月には100億規模の私募REITを組成いたしました。さらに200億規模の資産を追加し、2021年中に東京証券取引所へREIT上場を果たすべく取り組んでおります。

さらに投資家の裾野を広げるべく、小口での投資を可能とするクラウドファンディングについても検討を進めており、販売チャネルの多様化を加速させ、販売機会を拡大すると共に、B2Cのビジネスモデルだけに依存しない体制の構築を進めるなど、リスクマネジメントを強化しております。

ゼネコンや介護業界の人材不足に対しては、インドネシアからの特定技能人材を確保するルートを開拓し、入国手 続と現場への配属に向けた準備をすでに進めております。

以上のように、創業以来築いてきた強力なビジネスモデルとお客様からの信頼と実績に加え、今後はテクノロジーへの積極的な投資や新規事業、M&A及びグローバル化と、事業規模を拡大していくにあたり、人材の確保と組織強化が急務と考えております。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	主な内容
不動産セールス事業	個人投資家及び R E T向けに、アパートメントの企画・開発・施工・販売及びマンションの企画・開発・販売等
不動産サービス事業	アパートメント及びマンション等の賃貸管理、賃貸仲介、マンション管理及びビル管理、入居者向け家賃 等の債務保証、投資運用業、不動産テクノロジー関連事業、少額短期保険事業
ゼネコン事業	ビル、マンション、個人住宅等の企画・設計・建築請負全般
エネルギー事業	LPガス及び電力の小売販売
ライフケア事業	サービス付き高齢者向け住宅・通所介護(デイサービス)施設・認知症対応型グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設の運営、訪問介護サービス及び居宅介護支援、障がい者向けサービス等
その他	海外事業等

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)

当社	本社:福岡市中央区、東京都港区
㈱シノケンプロデュース	本社:東京都港区
㈱シノケンハーモニー	本社:東京都港区
㈱シノケンファシリティーズ	本社:福岡市中央区
㈱シノケンコミュニケーションズ	本社:福岡市中央区
㈱小川建設	本社:東京都新宿区
㈱エスケーエナジー	本社:福岡市中央区
㈱シノケンウェルネス	本社:東京都港区

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
810名	21名減

⁽注) 従業員数は就業員数であり、準社員・パートタイマー等224名を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	-名	38.4歳	2.7年

⁽注) 従業員数は当社から子会社等への出向者を除く就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

①企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	10,376,213千円
株式会社日本政策金融公庫	2,460,177千円
株式会社きらぼし銀行	1,906,200千円
株式会社商工組合中央金庫	1,904,300千円
株式会社りそな銀行	1,413,387千円

②当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社島根銀行	1,000,000千円
株式会社日本政策金融公庫	387,800千円
株式会社静岡銀行	300,000千円
株式会社広島銀行	161,360千円
福岡ひびき信用金庫	34,987千円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

120,000,000株

②発行済株式の総数 36,380,400株

3株主数 11,613名

4大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
篠原 英明	6,674,300株	19.3%
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,149,676株	6.2%
株式会社九州リースサービス	1,966,000株	5.7%
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	1,819,300株	5.2%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	972,100株	2.8%
シノケングループ取引先持株会	852,500株	2.4%
RE FUND 107-CLIENT AC	822,100株	2.3%
MSIP CLIENT SECURITIES	758,600株	2.2%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	694,600株	2.0%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	480,350株	1.3%

⁽注) 持株比率は自己株式(1,964,710株)のうち従業員株式給付信託(J-ESOP) 口自己株式(21,400株)を除く、当社所有自己株式(1,943,310株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況(2020年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	篠原 英明	(㈱シノケンファシリティーズ) 代表取締役社長
取締役	霍川 順一	専務執行役員 グループ会社 管理部門担当 (株)シノケンコミュニケーションズ 代表取締役社長
取締役	三浦 義明	常務執行役員 グループ会社 営業部門担当 (株)シノケンハーモニー 代表取締役社長
取締役	玉置 貴史	執行役員 グループ会社 不動産セールス事業、不動産サービス事業セグメント担当 ㈱シノケンプロデュース 代表取締役社長
取締役	西堀 敬	(株)日本ビジネスイノベーション 代表取締役
取締役	入江 浩幸	㈱西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員 ㈱西日本シティ銀行 代表取締役副頭取
常勤監査役	坂田 實	
監査役	井上 勝次	
監査役	安田 祐一郎	何淀屋橋総合会計 代表取締役社長 (株)淀屋橋不動産鑑定 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役西堀敬氏及び入江浩幸氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役坂田實氏及び井上勝次氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役3名は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役坂田實氏は、35年以上企業の経理・総務部門に勤務した豊富な実務経験と専門知識を有しております。
 - ・監査役井上勝次氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役安田祐一郎氏は、公認会計士・税理士・不動産鑑定士の資格を有しております。
 - 4. 取締役入江浩幸氏は、㈱西日本シティ銀行の代表取締役副頭取を兼務し、当社は同行との間に定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。
 - 5. その他の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に、記載すべき特別な関係はありません。
 - 6. 当社は、監査役井上勝次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容及び概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限度が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、 善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員(名)	報酬等の総額 (千円)
取締役	6	185,372
(うち社外取締役)	(2)	(7,830)
監査役	3	10,980
(うち社外監査役)	(2)	(8,130)
合計	9	196,352

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第26回定時株主総会において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、この報酬の額とは別に、2018年3月28日開催の第28回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割り当てのための報酬限度額は年額100,000千円以内と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記報酬等の総額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬として取締役(社外取締役を除く)4名に付与した譲渡制限付株式71,892千円(報酬等としての額)を含んでおります。

4社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況		
取締役 西堀 敬	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に数 多くの意見を述べています。	
取締役 入江 浩幸	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に数 多くの意見を述べています。	
監査役 坂田 實	当事業年度に開催した取締役会14回中13回及び監査役会14回全てに出席し、監査役会においては議長として、監査役会の運営にあたるほか、取締役会においては、監査役会を代表して意見を述べています。	
監査役 井上 勝次	当事業年度に開催した取締役会14回全て及び監査役会14回全てに出席し、税理士としての専門家の意見を述べています。	

(3) 会計監査人の状況

1名称

有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

区分	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬 見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任 又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要は、以下のとおりであります。

- イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 コンプライアンスの維持は各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって行う。その運用状況は、取締役会 及び監査役が監督及び監査を行う。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制取締役会規程、文書管理規程及び内部情報管理規程その他の社内規程に基づき、その保存媒体の形式に応じて 適切に保存及び管理を行う。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査規程及びリスク管理規程その他の社内規程に基づき、損失の防止及び最小化を図るものとし、当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)におけるリスクを網羅的・統括的に管理する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務は業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲によって効率的に実施され、その結果は取締役会及び経営会議で共有され総合的に評価される。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員就業倫理規則その他の社内規程により、行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

- へ、当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社グループは、関係会社管理規程によりグループ全体の内部統制体制を整備し、連結経営による業務の広がりとグループ全体のシナジー効果の発揮を推進する体制を強化する。業績その他重要事項等については、毎月開催される取締役会及び経営会議等により報告を受ける。
 - b. 当社グループは、組織的リスク状況の監視並びに全社的対応をグループ管理部門が行い、各部門の所管業務 に付随するリスク管理は当該部門が行う。
 - C. 当社グループは、業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲に基づき、取締役の職務執行が効率的に実施されるものとし、その結果は取締役会及び経営会議で共有され部門間調整も含めて総合的に評価する。
 - d. 当社グループは、社員就業倫理規則その他の社内規程により、取締役及び使用人の行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。
- ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人並びにその独立性及び当該使 用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、必要に応じて内部監査部門の所属員から兼務させるものとし、その補助使用人については、取締役からの独立性を確保する体制を講ずるものとする。補助使用人は、当社の業務執行を兼務せず、 監査役の指揮命令に従うものとする。

- チ. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は取締役会に出席し、決議事項及び報告事項を聴取し、必要がある場合には意見を述べる。
 - b. 当社グループの取締役及び使用人は監査役に対し以下の報告を行う。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
 - ・役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合
 - ・監査役が報告を求めた場合
- リ. 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社グループは、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な 取扱いを行うことを社内規程に基づき禁止し、当該報告者を適切に保護するものとする。
- ヌ. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務 の処理に係る方針に関する体制

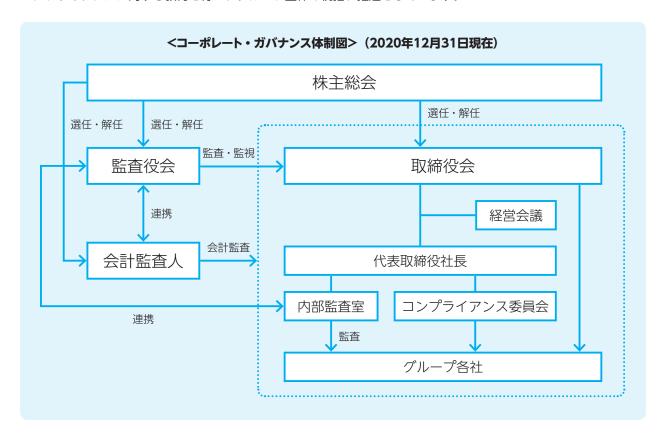
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

ル. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

実効的な監査役監査に資するために、執行部門は監査役監査の実施のための支援協力体制を強化するとともに、 監査役は監査情報の共有のために内部監査部門及び会計監査人との連携を密にするものとする。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、①に掲げた内部統制システムの施策に伴い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況についての重要な欠陥がないかモニタリングを常時行っております。また、グループ管理部門及び内部監査部門が中心となり、各部門に対し研修等を通じて内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する教育を行い、グループ全体の統括、推進をしています。



(5) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額 (千円)	当社の総資産額 (千円)
㈱シノケンプロデュース	東京都港区浜松町二丁目3番1号	3,198,482	15,808,067

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	74,539,190
現金及び預金	35,387,544
不動産事業未収入金	751,342
受取手形・完成工事未収入金	7,603,680
販売用不動産	14,205,643
不動産事業支出金	14,219,028
その他のたな卸資産	8,021
その他	2,448,527
貸倒引当金	△84,597
固定資産	13,620,630
有形固定資産	8,096,816
建物及び構築物	2,286,413
土地	3,185,376
その他	2,625,026
無形固定資産	880,017
のれん	643,390
その他	236,627
投資その他の資産	4,643,796
投資有価証券	3,231,476
繰延税金資産	522,203
その他	1,027,691
貸倒引当金	△137,575
資産合計	88,159,820

科目	金額
負債の部	
流動負債	26,241,581
不動産事業未払金	2,611,984
工事未払金	3,620,775
1年内償還予定の社債	564,000
短期借入金	12,118,546
未払法人税等	1,425,408
その他	5,900,866
固定負債	20,351,777
社債	1,240,000
長期借入金	18,180,632
株式給付引当金	31,362
その他	899,782
負債合計	46,593,359
純資産の部	
株主資本	41,467,501
資本金	1,094,830
資本剰余金	725,153
利益剰余金	40,633,196
自己株式	△985,678
その他の包括利益累計額	7,354
その他有価証券評価差額金	80,602
為替換算調整勘定	△73,247
新株予約権	44,316
非支配株主持分	47,288
純資産合計	41,566,461
17.000	,,

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額		
売上高		95,213,851	
売上原価		76,037,436	
売上総利益		19,176,415	
販売費及び一般管理費		10,290,629	
営業利益		8,885,785	
営業外収益			
受取利息及び配当金	26,877		
持分法による投資利益	333,462		
設備売却益	55,843		
その他	87,567	503,750	
営業外費用			
支払利息	400,432		
支払手数料	247,015		
為替差損	183,997		
貸倒引当金繰入額	47,200		
その他	20,756	899,402	
経常利益		8,490,133	
税金等調整前当期純利益		8,490,133	
法人税、住民税及び事業税	2,779,374		
法人税等調整額	△228,832	2,550,54	
当期純利益		5,939,592	
非支配株主に帰属する当期純損失		12,75	
親会社株主に帰属する当期純利益		5,952,344	

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,361,072
現金及び預金	1,926,944
前払費用	100,935
未収還付法人税等	716,882
その他	616,309
固定資産	12,446,995
有形固定資産	769,330
建物	519,181
構築物	207
機械及び装置	454
工具、器具及び備品	76,007
土地	173,479
無形固定資産	3,835
ソフトウエア	3,835
投資その他の資産	11,673,828
投資有価証券	628,424
関係会社株式	10,177,446
関係会社長期貸付金	371,222
その他	496,735
資産合計	15,808,067

(注) 記載金額	iは、千円未満の端	数を切り捨て	て表示しております。
----------	-----------	--------	------------

	(単位:千円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	554,773
1年内償還予定の社債	60,000
短期借入金	241,224
未払金	118,213
未払費用	21,073
未払法人税等	18,533
前受収益	3,094
その他	92,634
固定負債	1,729,905
長期借入金	1,682,283
株式給付引当金	804
繰延税金負債	5,294
その他	41,524
負債合計	2,284,678
純資産の部	
株主資本	13,398,365
資本金	1,094,830
資本剰余金	725,153
資本準備金	94,795
その他資本剰余金	630,358
利益剰余金	12,564,059
利益準備金	181,141
その他利益剰余金	12,382,918
繰越利益剰余金	12,382,918
自己株式	△985,678
評価・換算差額等	80,706
その他有価証券評価差額金	80,706
新株予約権	44,316
純資産合計	13,523,388
負債純資産合計	15,808,067

(単位:千円)

損益計算書(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

科目	金額	
売上高		4,445,902
売上原価		22,745
売上総利益		4,423,157
販売費及び一般管理費		728,448
営業利益		3,694,708
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,753	
その他	14,263	45,017
営業外費用		
支払利息	33,465	
投資有価証券評価損	7,999	
その他	5,688	47,154
経常利益		3,692,571
税引前当期純利益		3,692,571
法人税、住民税及び事業税	29,196	
法人税等調整額	△14,628	14,567
当期純利益		3,678,003

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社 シノケングループ 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 上 田 知 範 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 窪 田 真 旬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シノケングループの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シノケングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認 められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書に おいて連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事 項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の 結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

_独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社 シノケングループ 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 上 田 知 範 即

公認会計士 窪 田 真 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シノケングループの2020年1月1日から2020年12月31日までの第31事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結 損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査の結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査の結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

株式会社シノケングループ 監査役会

常勤監査役 坂田 實 印(社外監査役)

社外監査役 井 上 勝 次 印

監 査 役 安 田 祐一郎 🗊

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

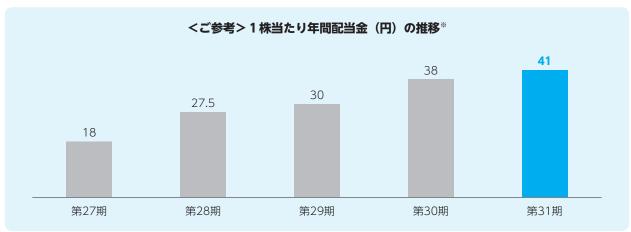
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

第31期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき金 18.5円 その内訳 普通配当 17.5円 記念配当 1.0円 配当総額 637,086,165円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年3月29日

なお、中間配当金を含めました第31期の年間配当金は、普通株式1株につき金41円となります。



※第29期 (2018年7月1日) を効力発生日として、株式1株につき、2株の割合で、株式分割を行っております。そのため、上記グラフ内の年間配当金については、第27期首に現在の割合で株式分割が行われたと仮定して算定しております。

定款一部変更の件 第2号議案

1. 提案の理由

- (1) 監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化する ことでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を 迅速化し、持続的な企業価値の拡大を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと 存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規 定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の子会社を含めた事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、新たな事業内容を追加し、一部記 述の整備を行うものであります。
- (3) 資本政策および配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の権限におい ても決定できるよう変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い、同条の一部と内容 が重複する現行定款第9条(自己株式の取得)を削除するものであります。
- (4) 上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

/下炉が八け亦声笠正な二」 アヤリナオ

				(17)	^{張部分は変更箇所を示しております}	0 /
現	Ī	定	款	変	更	案
第1条	省	略)		第1条	(現行どおり)	
(目的)				(目的)		
第2条 当会社は、	次の事業	業を営むことを目的と ⁻	する。	第2条	(現行どおり)	
1. ~14.	省	略)		1. ~14.	(現行どおり)	
	新	設)			バイス向けアプリおよび不動産と した不動産テックの企画、開発、構 びに保守管理	

現 行		定款	変		更	案
15.	省	略)	16.		(現行どおり)	
組合(外国におけ	る組合 事業体	む会社(外国会社を含む。)、 に相当するものを含む。) そ の株式 <u>又は</u> 持分を所有するこ 業活動の管理、指導、支援、	組合の他を	(外国にお これに準ず	事業を営む会社(外国会社を含むける組合に相当するものを含む。 ける組合に相当するものを含む。 る事業体の株式 <u>または</u> 持分を所存 会社等の事業活動の管理、指導、3	。)そ 有する
17.	(省	略)	18.		(現行どおり)	
第3条	省	略)	第3条		(現行どおり)	
(機関) 第4条 当会社は、村 関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査役</u> (3)監査役会 (4)会計監査人		≷および取締役のほか、次の機	関を記 (1) (2)		除)	次の機
第5条~第8条	省	略)	第5条~	~第8条	(現行どおり)	
	議によ	第165条第2項の規定によ って市場取引等により自己の きる。	1		(削 除)	
第10条~第17条	省	略)	<u>第9条</u> ~	~ <u>第16条</u>	(現行どおり)	

現 行 定 款	変更案
(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。	(取締役の員数) 第17条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除 く。)</u> は、10名以内とする。
(新 設)	2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外</u> の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任 する。
2 (省 略)	2 (現行どおり)
3 (省 略)	3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす る。
(新 設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の 補欠として選任された <u>監査等委員である</u> 取締役の任期 は、 <u>退任した監査等委員である</u> 取締役の任期の満了す る時までとする。

現 行		定款	変
	(新 設)		4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役および役 第21条 当会社は、 締役を選定する。	13 0000	央議によって、代表取	(代表取締役および役付取締役) 第20条 当会社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u> 代表取締役 を選定する。
2 (省 略)		(現行どおり)
定し、また必要に応	じ、取締役会	、取締役社長1名を選 会長1名および取締役 设各若干名を選定する	3 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u> 取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条	(省 略)		<u>第21条</u> (現行どおり)
	留集通知は、名 日前までに教	ーー・・・・ 発する。ただし、緊急	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(:	新 設)		2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで開催することができる。
第24条	(省 略)		<u>第23条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変
(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項 について書面または電磁的記録により同意した場合に は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があ ったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があ
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に より、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同 条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部ま たは一部を取締役に委任することができる。
第26条 (省 略)	第26条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬 <u>等</u> は、株主総会の決議によって疑める。	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」 という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会の決議によって定め る。
第28条 (省 略)	第28条 (現行どおり)
第 五 章 監査役および監査役会	(削 除)
<u>(監査役の員数)</u> 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
<u>(監査役の選任)</u> 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	. (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削 除)
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査 役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。	(削 除)
4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。	(削 除)
(常勤監査役) 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選 定する。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日 の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、こ の期間を短縮することができる。	(削 除)

現 行 定 款	変
(監査役会の決議の方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定 める。	(削 除)
(監査役の責任免除) 第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削 除)
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。	(削 除)

現 行	定款	変
(新	壹)	第五章 監查等委員会
(新	ĒŢ)	(常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新	ĒŢ)	(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対 し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合 には、この期間を短縮することができる。
(新	≣n⁄ ē⊠)	2 <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u>
(新	設)	(監査等委員会の決議の方法) 第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新	設)	(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款 に定めるもののほか、監査等委員会において定める監 査等委員会規程による。
<u>第38条</u> ~ <u>第39条</u> (省	略)	<u>第33条</u> ~ <u>第34条</u> (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬 の同意を得て定める。	酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>	(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。

現行		定款	変 更 案
第41条	(省 略)		第36条 (現行どおり)
	3簿に記録さ	<u> </u>	1
2 前項のほか、基準E ができる。	<u>日を定めて剰</u>	余金の配当をすること	(削 除)
	3簿に記録さ	義によって、毎年6月 れた株主または登録株 間配当をすることがで	
(新 設)		(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めが ある場合を除き、取締役会の決議によって定めること ができる。
(:	新 設)		(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日と する。
(:	新 設)		2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

現 行	定款	変
(新	電力)	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をするこ
		<u>とができる。</u>
(配当金の除斥期間)		(配当金の除斥期間)
第44条 剰余金の配当ま	3よび中間配当にかかる配当財産	第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の
が金銭である場合は、その	D支払開始の日から満3年を経過	日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会
してもなお受領されない	ときは、当会社はその支払義務を	社はその支払義務を免れる。
免れる。		
2 (省	略)	(現行どおり)
(新	記)	附則
		(監査役の責任免除に関する経過措置)
(新	設)	当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監
		<u> 査役であったものを含む。) の、任務を怠ったことによる</u>
		損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に
		よって免除することができる。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つ きましては、取締役全員(6名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員であ る取締役を除く。) 5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

(1965年4月3日生)

所有する当社の株式数

6.674.300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年6月 当社代表取締役社長(現任)

篠原英明氏は、創業以来、当社社長として、社業をけん引し、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、全役 取締役候補者とした理由 職員に対して、強力なリーダーシップを発揮しており、また、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に おいて、重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 同氏は、当社連結子会社である㈱シノケンファシリティーズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

候補者番号

じゅんいち (1967年7月10日生)

所有する当社の株式数

207.900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 3 月 当社 入社

2002年 1 月 当社 管理部長

2002年 6 月 当社 取締役

2008年 4 月 当社 取締役管理本部長

2012年 4 月 当社 常務取締役

2015年 7 月 (㈱シノケンコミュニケーションズ代表取締役社長 (現任)

2016年 1 月 当社 取締役常務執行役員

2017年 4 月 当社 取締役専務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

霍川順一氏は、当社の業務管理部門を歴任し、取締役就任後もコーポレート・ガバナンス、ファイナンスを はじめとするバックオフィス業務に深く携わり、業務全般を熟知しております。そのため、さらなる当社の 企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き 取締役候補者といたしました。

(注) 同氏は、当社連結子会社である㈱シノケンコミュニケーションズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

候補者番号 (1968年5月25日生)

所有する当社の株式数

166,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 6 月 (株)日商ハーモニー 入社

2005年 3 月 同社 取締役

2007年 5 月 (株)日商ハーモニー (現 株)シノケンプロデュース) 取締役

2008年 4 月 同社 代表取締役社長

2012年 3 月 当社 取締役

2016年 1 月 当社 取締役常務執行役員 (現任)

2020年10月 ㈱シノケンハーモニー代表取締役社長(現任)

三浦義明氏は、当社の営業部門にて長年にわたり、手腕を発揮してきました。その多岐にわたる経験を活か 取締役候補者とした理由 し、近年では介護部門も担当しております。今後の事業展開を見据えると、同氏の担っている役割は極めて 大きく、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 同氏は、当社連結子会社である(㈱シノケンハーモニーの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

候補者番号

(1977年11月2日生)

所有する当社の株式数

99.100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 1 月 当社 入社

2012年 1 月 (株)シノケンプロデュース (現 株)シノケンハーモニ

一) 取締役

2016年 1 月 同社 取締役社長

2016年 1 月 当社 執行役員

2019年3月 ㈱シノケンプロデュース (現 ㈱シノケンハーモニー)

代表取締役計長

2020年3月 当社 取締役執行役員 (現任)

2020年10月 ㈱シノケンプロデュース 代表取締役社長(現任)

玉置貴史氏は、当社のアパートメントの企画・マーケティング部門を担当し、また、当社アパートメント部 門・賃貸管理部門において優れた手腕を発揮してまいりました。さらに取締役就任後は当社の企画管理部門 取締役候補者とした理由 を担当し、コーポレートガバナンス、ファイナンスをはじめとするバックオフィス業務にも深く携わり、業 務全般を熟知しています。これらの経験から同氏の担っている役割は、今後の当社グループの発展に重要で あると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 同氏は、当社連結子会社である㈱シノケンプロデュースの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

候補者番号 (1957年11月11日生)

所有する当社の株式数

社外 300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 ㈱西日本相互銀行(現 ㈱西日本シティ銀行)入行

2005年2月 同行 西新町支店長

2007年5月 同行営業企画部長

2008年6月 同行執行役員営業企画部長

2009年10月 同行 執行役員福岡地区本部副本部長

兼本店営業部長兼福岡支店長

2010年 6 月 同行 取締役

2011年 6 月 同行 取締役常務執行役員

2015年 6 月 同行 取締役専務執行役員

2017年 3 月 当社 社外取締役 (現任)

2019年6月 ㈱西日本フィナンシャルホールディングス

執行役員 (現任)

2020年6月 ㈱西日本シティ銀行 取締役副頭取(代表取締

役) (現任)

社外取締役候補者とした理由

入汀浩幸氏は、当社の主要な取引銀行である㈱西日本シティ銀行の取締役(代表取締役)を務められており、 その豊富な経験と幅広い知見から、当社においても経営全般に助言をいただくことでコーポレートガバナン

スの強化にその経験を活かすことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするもので あります。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 2. 同氏は、㈱西日本シティ銀行の取締役副頭取(代表取締役)を兼務し、当社は同行との間に定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。
 - 3. 現在、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認され た場合、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって、当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度と してその責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないと きに限るものとする。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つ きましては、監査等委員である取締役4名の選仟をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。 監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

た みのる (1946年12月11日生)

所有する当社の株式数

12.000株

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4 月 (㈱丸栄 (現㈱ダイエーと合併) 入社 1981年 9 月 同社総務室株式課課長

1998年 3 月 ㈱サニックス入社 2009年6月 当社社外監查役 (現任)

坂田實氏は、長年にわたり企業の経理・総務部門に勤務した専門知識と豊富な実務経験に基づき、長年当 **社外取締役候補者とした理由** 社の監査役を務めてまいりました。同氏がこれまで培ったこの経験から、業務執行の監査に取り組んでい ただけると判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。
 - 2. 本議案をご承認いただくことを条件として、同氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の掲害賠償責任を限定する契約を締 結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって、当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度と してその責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないと きに限るものとする。
 - 3. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立性基準を満たしております。そのため、当社は、同氏の選任が承認された場合には同氏を独立役員として指定する予定で あります。

候補者番号 2 井上 勝次 (1953年12月13日生)

所有する当社の株式数

一株

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年6月 税理士登録

2004年 2 月 イノウエ税務会計事務所開業

2004年6月 当社社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

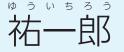
井上勝次氏は、税理士としての税務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、長年当社の 社外監査役を務めてまいりました。この経験から、直接企業経営に関与されたことはありませんが、業務 執行の監査に取り組んでいただけると判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするも のであります。

- (注) 1. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。
 - 2. 本議案をご承認いただくことを条件として、同氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって、当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 - 3. 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

3





所有する当社の株式数 8,000株

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 日本政策金融公庫入庫

1993年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法

人)入所

1999年10月 ㈱りそな銀行入行

2004年 4 月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマ

ツ) 入所

2007年 3 月 ㈱淀屋橋不動産鑑定代表取締役社長(現任)

2011年 3 月 当社社外取締役

2017年 3 月 当社監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

安田祐一郎氏は、企業の代表取締役のみならず、公認会計士及び税理士資格を有しており、当社の経営管理体制に適切な助言をいただくことで、コーポレートガバナンスの強化にその経験を活かすことができるとともに、業務執行の監査に取り組んでいただけると判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。
 - 2. 本議案をご承認いただくことを条件として、同氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締 結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって、当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度と
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないと きに限るものとする。

まえかわ 候補者番号 (1968年12月1日生)

所有する当社の株式数 一株

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 (株)日本債券信用銀行(現㈱あおぞら銀行)入行 2006年 2 月 (株)ATAGOコーポレート・アドバイザリー・サ 2018年 1 月 (株)AIBJ 代表取締役(現任) ービス (現(株)AIBJ) 監査役

2008年 2 月 (㈱アイビージェイ (現㈱AIBJ) 取締役

ATAGO Financial Group Singapore Pte Ltd Director (現任)

前川康子氏は、企業の代表取締役のみならず、財務戦略等における豊富な知見を活かし、業務執行を行う 社外取締役候補者とした理由 経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけると判断し、監査等委員であ る社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。
 - 2. 本議案をご承認いただくことを条件として、同氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締 結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって、当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度と してその責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないと きに限るものとする。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。 つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査 等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。 補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候 補 者



所有する当社の株式数

10.700株

(1961年9月17日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2006年 5 月 ㈱SHC (現㈱シノケンコミュニケーションズ) 入社 2021年 1 月 当社 内部監査室 室長 (現任)

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。
 - 2. 本議案をご承認いただくことを条件として、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の掲書賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年3月29日開催の第26回定時株主総会において年額500,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に代えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額500,000千円以内(うち社外取締役分は50,000千円)とさせていただきたいと存じます。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、報酬等の額は2016年3月29日開催の第26回定時株主総会においてご承認いただきました額と同一であることから相当であると考えております。

現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)でありますが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。なお、これは、現在の監査役の報酬限度額と同一であることから相当であると考えております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名(うち社外取締役4名)となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に 対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、2018年3月28日開催の第28回定時株主総会で年額100,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

そのため、第6号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件」の年額500,000千円以内(うち社外取締役分は50,000千円)の報酬枠とは別枠で、改めて当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権(以下、「金銭報酬債権」という。)を報酬として支給する譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

現在の当社の取締役(社外取締役を除く。)は4名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限額及び上限数

本制度に基づき付与される譲渡制限付株式の現物出資財産となる金銭報酬債権の総額は年額200,000千円以内といたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年140,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、3年間から5年間までの間で、当社の取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という。)。
- (2)対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に上記(2)に定める地位を喪失し、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除できるものとし、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、上記(4)のほか、法令違反、その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該事由に応じて合理的に定める数の本割当株式を無償で取得する。
- (6) 上記(1) の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6) に規定する場合においては、当社は、上記(6) の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (8) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

3. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本制度は、対象取締役の株価上昇及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は、0.38%(10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.8%)とその希釈化率は軽微であること、2018年3月28日開催の第28回定時株主総会における譲渡制限付株式報酬制度の導入時から取締役の員数が増加していることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当であると考えております。なお、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を、改めて定める予定です。

第9号議案 第三者割当による自己株式の処分の件

当社は、国連の持続可能な開発目標であるSDGsに賛同し、その達成のために継続的に活動しており、特にSDGsの目標領域1(「貧困をなくそう」)について、新入社員向けの奨学金返済支援や介護職員向け生活支援を制度化するなど、具体的な取り組みを進めております。

今後も、当社が掲げる、「世界中のあらゆる世代のライフサポートカンパニー」というビジョンのもと、将来のニーズや現在起きている様々な社会課題に対し、事業内外において解決すべく取り組む予定であり、SDGsの推進についてもより積極的に行ってまいります。

公益財団法人 篠原育英会(以下、「本財団」という。)は、「経済的に厳しい環境にある学生や、障がいを抱えながらも頑張る若者の未来を応援したい」という考えのもと設立され、2018年7月に内閣府より公益財団法人に認定されております。学生に対する奨学金の給付を中心に、設立理念に基づき、人材育成と明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的として設立された財団であります。

本財団への支援は、SDGsの目標領域 4 (「質の高い教育をみんなに」) に該当し、当社のSDGsの推進や上記のビジョンの実現に資するものであり、より良い経済環境の整備、人材育成及び輩出等の実現に寄与することができ、その社会的な意義は大きく、ブランド価値の向上など、中長期的な観点からも当社の企業価値向上に貢献するものであると考えております。

本自己株式の処分は、本財団が継続的かつ安定的に社会貢献活動を行う原資を拠出するため、本財団に対して行うものであります。本財団は、当社株式を取得し、長期的に保有するとともに、当社株式の配当等を原資として活動いたします。

上記の趣旨及び目的のために、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

1. 処分する自己株式の内容

処分株式数	普通株式 1,000,000株
払込金額の下限	1株につき1円
払込金額の総額	1,000,000円
募集又は処分方法	第三者割当による処分
処分先	公益財団法人 篠原育英会
処分期日	未定
決定の委任	上記に定めるもののほか、本件自己株式処分に係る募集事項の決定に必要なその他一切 の事項については、当社取締役会の決議により決定いたします。

2. 処分予定先の概要

名称	公益財団法人 篠原育英会
所在地	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号
代表者の役職・氏名	代表理事 篠原 英明
活動内容	大学で就学する学生で、学業及び人物が優れているにもかかわらず経済的理由によって 修学が困難な者に対し奨学援助を行い社会に有用な人材育成と学術振興に寄与すること を目的とする。 上記目的を達成するため、次の事業を行う。なお、これらの事業は、日本全国において 行うものとする。 (1) 学生に対する奨学金の給付 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
活動原資	年間約20百万円
設立年月日	2018年2月5日

シノケングループのSDGsへの取り組み

持続可能な社会づくりに向けて

SDGsとは、国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(Leave no one behind)という理念に基づいています。

シノケンはその理念に賛同し、様々な商品・サービスの提供を通じて、また、企業の社会的責任としてSDGsの達成に向けて、具体的アクションを起こしてまいります。



























事業年度
剰余金の配当の基準日

毎年1月1日から12月31日まで 期末配当金 毎年12月31日 中間配当金 毎年6月30日 毎年3月開催

定時株主総会 公告方法

電子公告により行う

公告掲載URL https://www.shinoken.co.jp/

(ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。)

株主名簿管理人

東京証券代行株式会社

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6F)

特別□座の□座管理機関

東京証券代行株式会社

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6F)

郵便物送付先 (連絡先)

〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

東京証券代行株式会社 事務センター

電話 0120-49-7009

取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。

- ●住所変更等のお申し出先について
 - お取引口座のある証券会社にお申し出ください。ただし、特別口座に記録された株式に係る各種手続につきましては、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。
- ●未払配当金のお支払について 株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

株主総会会場ご案内図

本株主総会の会場は前回と異なります。ご来場の際は、お間違いのないようお気をつけください。



会場

福岡市博多区住吉一丁目2番82号 TEL 092-282-1234 (代表)

グランドハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム

西鉄バス「キャナルシティ博多前」バス停から徒歩約3分地下鉄空港線「博多」駅 西20番出口から徒歩約10分地下鉄空港線「祇園」駅 3番出口から徒歩約10分地下鉄空港線「中洲川端」駅 5番出口から徒歩約10分

本年より、株主総会当日におけるお土産の配布は取りやめさせていただきます。 何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





